

第5回合同会議における主なご意見

第5回合同会議における主なご意見

▶ 第5回合同会議における主なご意見は以下のとおり。

主なご意見	
1	「匿名化されている情報（特定の個人を識別することができないものに限る。）」に該当するかどうかの判断基準を示すべきではないか。
2	「匿名化されている情報（特定の個人を識別することができないものに限る。）」に個人識別符号が含まれないことを指針の中で明示すべきでないか。
3	今回の改正で個人識別符号にDNAが含まれるようになったが、どこまでが個人識別符号に該当するDNA情報なのかは明確にすべきではないか。
4	資料2-2 ④'⑨'の手続きについては、案1とする場合、指針の原則と異なり、法の適応機関により指針の内容を分けている趣旨を説明できる必要があるのではないか。
5	ICの手続きが困難な場合について、該当する事例を示すべきではないか。
6	経過措置については、継続中の研究に支障がでることないように、個人情報改正に伴う事項以外は猶予期間を設けるべきではないか。
7	現在実施中の研究について、改正後の指針に対応するために研究計画書を変更した場合、倫理審査委員会への付議の有無を研究機関の長の判断に任せても混乱を招くので、関連省庁から統一的な対応方針を示すべきではないか。
8	研究機関の長だけでなく、倫理審査委員会にも研修などを通してしっかりと周知すべきでないか。
9	改正により現在実施中の研究において同意の取り直しが行われる等のことにより支障が出ないようにすべきではないか。
10	倫理審査委員会で判断すべき部分が増える可能性があるため、倫理審査委員会の評価等を行う仕組みが必要ではないか。